【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（様式第１号）

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和７年〇〇月〇〇日

山梨県知事　殿

（申請者）
郵便番号　４００－〇〇〇〇
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称
代表者の役職
代表者の氏名　山梨　太郎

申請者が法人等の場合は、名称と代表者の氏名を記入すること。

省エネ･再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。
なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

１　補助対象経費及び補助金申請額等

（１）補助対象経費　金２，４００，０００円

補助対象経費のみを記入（税抜）

（２）補助金申請額　金１，６００，０００円

補助額（千円未満切捨）を記入

（３）行政書士に申請等代行を依頼した場合、その契約日　令和７年〇〇月〇〇日

該当がある場合のみ記入

（４）事業実施期間
交付決定通知日又は行政書士との契約日、
もしくは事前着手届記載の着手予定日から令和８年〇〇月〇〇日まで

納品、支払い等の事業のすべてが完了する予定の日を記載。
最長で令和８年１０月１６日。

２　実施する内容

（別紙）事業計画書のとおり

【申請担当者連絡先】（申請者と同じ法人等に属する担当者で、平日９～１７時に連絡がとれること）

所属・役職：　　氏名：山梨　太郎
固定電話：055-000-0000　　携帯電話：090-0000-0000
ＦＡＸ：055-000-0001
E-mail：〇〇〇〇@yamannashi.co.jp

※設備導入後における立入検査等の連絡先にも使用するため、設備導入関係業者の連絡先は記載しないこと。申請者の連絡先でないことが判明した場合は、不交付決定とします。

【申請代行者（行政書士）】
氏名：甲州士郎　　事務所名：〇〇行政書士事務所
固定電話：055-000-0000　　携帯電話：090-0000-0000
ＦＡＸ：055-000-0001
E-mail：〇〇〇〇@yamannashi.co.jp

該当がある場合のみ記入

（添付様式第１－１号）

補助事業計画書

１　事業者の概要

事業者名 ※1	山梨　太郎
法人番号 ※1、※2	※法人の場合は記載
住所 ※1	山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
法人設立年月日 （個人事業の開業年月日）	※法人の場合は記載
申請区分 （該当に〇）	農業者等　・　水産業者等
第１～５次の補助金受領の有無	有　・　無 ※第１～５次募集で交付決定を受けて導入した省エネ設備・再エネ設備の更新は、第６次募集の補助対象外です。
第１～５次申請の交付決定日及び番号 ※3	第１次：令和＿＿年＿＿月＿＿日付け　果六第＿＿＿＿号 第２次：令和＿＿年＿＿月＿＿日付け　果六第＿＿＿＿号 第３次：令和＿＿年＿＿月＿＿日付け　果六第＿＿＿＿号 第４次：令和＿６年＿〇月〇〇日付け　果六第〇〇〇〇号 第５次：令和＿＿年＿＿月＿＿日付け　果六第＿＿＿＿号

過去に「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金」の交付を受けている場合のみ記載

※１　事業者名、法人番
　　個人事業主の場合
※２　法人の申請者は、

■ 国税庁法人番号公表サイト　（ https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ ）

※３　第１～５次募集における本補助金の交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。

総事業費（見積書の総額（税込））

借入金がある場合は記載

２　資金調達内訳

事業費の総額(税込) ①+②+③+④	補助金 ①	自己資金 ②	借入金 ③	その他 ④
2,805,000 円	1,600,000 円	1,205,000 円	円	円
借入金の調達先（金融機関名）：※借入金がある場合は記載				

３　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳（事業所ごとに作成・記入）

補助対象事業所の名称					
補助対象事業所の所在地			山梨県甲州市塩山上塩後△－△		
省エネ設備	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費（円、税抜）
	1	照明設備	A 社　123-45A	10	450,000
	2	高効率空調設備	B 社　345-67B	1	1,000,000
	3	冷蔵設備	C 社　567-89C	1	800,000
	4				
	5				
	補助対象経費の合計（税抜）				2,250,000 円
	補助金の額（補助対象経費の 2/3 以内、千円未満切捨、上限 3,000,000 円、下限 150,000 円）※				1,500,000 円
再エネ設備	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費（円、税抜）
	1	自家消費型太陽光発電設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
	補助対象経費の合計（税抜）				円
	補助金の額（補助対象経費の 2/3 以内、千円未満切捨、上限 6,000,000 円、下限 1,000,000 円）※（ただし、太陽熱利用設備の場合、下限 250,000 円）				円
申請等の代行	申請手続き等を依頼する行政書士の氏名				補助対象経費（円、税抜）
	甲州士郎　（事務所名：　〇〇行政書士事務所　）				300,000 円
	補助金の額（補助対象経費の 10/10 以内、千円未満切捨、上限 100,000 円）※				100,000 円

※１　複数事業所を申請する場合は、事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

※２　補助対象事業所の所在地は、提出する登記事項証明書の住所と一致している必要があります。

※３　補助金の額は、区分ごとの補助対象経費の合計に、補助率を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

※４　補助率は、省エネ設備導入・再エネ設備導入が２／３、申請等の代行が１０／１０です。

※５　設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

４　事業内容

（１）取組の概要（テーマ） 例：照明設備、農業用温風暖房機、冷蔵設備の更新による収益の改善
（２）事業所の概要（３００文字程度） 例：甲州市において 30 年以上農業をしており、ハウス栽培のシャインマスカットや露地栽培の巨峰、桃などを栽培している。
（３）現在の原油価格等の高騰による経営への影響について（３００文字程度） 例：原油価格や電気料金の高騰により、加温ハウス栽培で仕様する農業用温風暖房機に必要な燃料経費や、収穫した農作物の冷蔵保管にしようする保冷庫等にかかる電気代の経費が増加しており、農業経営を圧迫している状況である。
（４）本事業における具体的な取組内容（３００文字程度） 例：導入後、20 年以上が経過した旧式の照明設備、農業用温風暖房機、冷蔵設備を、省エネルギー性能の高い設備へ更新することで、燃料代や電気代等の経費削減に取り組み、農業経営の安定化を図る。 例：２０年以上使用し続けている設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新することで、エネルギーコストを削減し、事業経営の改善・安定を図ることで、従業員の賃金アップにつなげていく。
（５）本事業における導入機器と自身の生産物との関連 例：本事業で更新する温風暖房機及び冷蔵設備は、自身で栽培しているハウスブドウ（シャインマスカット）の加温及び出荷までの一時保存に使用する。 また、自宅と独立した農作業場の照明機器は、巨峰や桃の早朝や夜間の出荷選別時などに使用する。

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（添付様式第１－２号）

申請者・申請内容により提出書類が異なります。
必ず確認してください。

提出書類チェックリスト（交付申請書）※法人用

・省エネ設備は 1～17、再エネ設備は 1～8 及び 18～27 の書類をチェック☑してください。
・行政書士に申請等の代行を依頼した場合、28～29 の書類もチェック☑してください。
・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に番号（1～29）を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項（※）	確認
Ⅰ共通	1	全員	補助金交付申請書（様式第１号） ※複数事業所を申請する場合であっても、１申請書にまとめてください。	☑
	2	全員	補助事業計画書（添付様式第１－１号）	☑
	3	全員	提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第１－２号）	☑
	4	全員	豊かさ共創スリーアップ実践企業認定証書（写し） ※認証の申請中である場合は、申請後に送られてくるメールの写し。 ※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可。	☑
	5	全員	誓約書（添付様式第２号）	☑
	7	全員	履歴事項全部証明書（発行から６ヶ月以内のもの、原本） ※第５次募集において交付決定を受けた事業者から申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。	☑
	8	全員	県税に未納がない旨の証明書（原本） ※令和７年１０月９日以降に発行されたもの。	☑
Ⅱ省エネ	9	全員	電気使用量等確認書（添付様式第３号）	☑
	10	全員	補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類（次のいずれか） ①導入機器がＳＩＩ登録設備の場合、登録型番等が記載された Web ページ ②メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることが分かる資料 ※該当する箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	11	全員	既存設備の仕様が分かる資料 ※メーカー名・機種名・型式・性能等の該当箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	12	全員	既存設備の設置場所が分かる配置図又は平面図 ※手書きの図面でも可。 ※既存設備の設置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載してください。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較を可能としてください（同じ場所へ設置する場合は不要）。	☑

	13	全員	既存設備のカラー写真（以下①～④の全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子が分かること。原則、設備１台につき１枚。ただし、画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可） ③設備の全体（設備１台につき１枚） ④メーカー及び型番、製造番号が分かる銘板等（設備１台につき１枚） ※③・④について、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットなどの場合は、室内機・室外機ともに１枚ずつ提出してください。ただし、同一の型番の照明設備は型番ごとに１枚でも可。 ※令和７年１０月９日以降に撮影したもの（現況確認のため）。 ※Ａ４用紙などに貼り付け、写真の右横、上、下のいずれかに該当する番号（①～④）を記入してください。 ※設備が複数ある場合には、配置図と写真が照合できるように型番や通し番号など、適宜注釈を付けてください。 ※写真②～④については、実績報告の際に更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	☑
	14	全員	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し ※設備の条件や経費区分を同一にし、価格比較が可能な見積書。 ※県外の事業者でなければ施工ができない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載してください。	☑
	15	全員	導入機器の仕様が分かるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※メーカー名・機種名・型式・性能等の該当箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	16	全員	補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から６ヶ月以内のもの、原本） ※第５次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。 ※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書を添付してください。 ※相続を原因として、登記上の権利者が申請者名と異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出してください。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出してください。併せて、土地の登記事項証明書を提出してください。	☑
	17	対象者のみ	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ。 ※承諾書（添付様式第４号）は、法定耐用年数を満たす期間としてください。	☑
Ⅲ再エネ	18	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第１－４号） ※発電量や自家消費量のシミュレーションを添付してください。 ※蓄電池を設置する場合は、蓄電池の容量の考え方を明示してください。	□
	19	対象者のみ	太陽光発電設備の場合 太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第１－５号）	□

	20	対象者のみ	太陽熱利用設備の場合 エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意） ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）が、どの程度削減されているか示すこと。	□
	21	全員	導入設備の仕様書（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。	□
	22	新設の場合	新設の場合 地図（所在地が分かるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）	□
	23	更新の場合	更新の場合 既存設備に関する次のA、Bの書類 A　既存設備設置場所の地図（所在地が分かるもの）、配置図、平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。 B　カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子が分かること。原則、設備１台につき１枚。ただし、画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可） ③設備の全体（設備１台につき１枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（設備１台につき１枚） ※令和７年１０月９日以降に撮影したもの（現況確認のため。ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。 ※写真②～④については、実績報告の際に更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	□
	24	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 設置設備に関する次のA及びBの書類 A　機器配置図またはシステム系統図 B　単線結線図 ※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。 ※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示してください。	□
	25	全員	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し ※設備の条件や経費区分を同一にし、価格比較が可能な見積書。 ※県外の事業者でなければ施工ができない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載してください。	□

	26	全員	設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から６ヶ月以内のもの、原本） ※第５次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。 ※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書を添付してください。 ※相続を原因として、登記上の権利者が申請者名と異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出してください。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出してください。併せて、土地の登記事項証明書を提出してください。	□
	27	対象者のみ	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ。 ※承諾書（添付様式第４号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。	□
Ⅳ申請代行	28	対象者のみ	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し	☑
	29	対象者のみ	行政書士からの見積書の写し ※県内に事業所等を有する行政書士に限る。 ※見積書は１者のみで可。	☑

申請要領の内容を十分に理解したうえで、上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和　７年〇〇月〇〇日　　署名（自筆）　山梨　太郎

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

申請者・申請内容により提出書類が異なります。
必ず確認してください。

（添付様式第１－２号）

提出書類チェックリスト（交付申請書）※個人事業主用

・省エネ設備は 1～17、再エネ設備は 1～8 及び 18～27 の書類をチェック☑してください。
・行政書士に申請等の代行を依頼した場合、28～29 の書類もチェック☑してください。
・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に番号（1～29）を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項（※）	確認
Ⅰ共通	1	全員	補助金交付申請書（様式第１号） ※複数事業所を申請する場合であっても、１申請書にまとめてください。	☑
	2	全員	補助事業計画書（添付様式第１－１号）	☑
	3	全員	提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第１－２号）	☑
	4	全員	豊かさ共創スリーアップ実践企業認定証書（写し） ※認証の申請中である場合は、申請後に送られてくるメールの写し。 ※個人事業主で雇用する従業員がいない場合は、認証に関する誓約書（添付様式第１－３号）を提出してください。 ※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可。	☑
	5	全員	誓約書（添付様式第２号）	☑
	6	全員	確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書（全ページ）又は収支内訳書（令和６年分、写し） ※電子申告の受信通知等の写しを添付すること。	☑
	8	全員	県税に未納がない旨の証明書（原本） ※令和７年１０月９日以降に発行されたもの。	☑
Ⅱ省エネ	9	全員	電気使用量等確認書（添付様式第３号）	☑
	10	全員	補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類（次のいずれか） ①導入機器がＳＩＩ登録設備の場合、登録型番等が記載された Web ページ ②メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることが分かる資料 ※該当する箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	11	全員	既存設備の仕様が分かる資料 ※メーカー名・機種名・型式・性能等の該当箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	12	全員	既存設備の設置場所が分かる配置図又は平面図 ※手書きの図面でも可。 ※既存設備の設置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載してください。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較を可能としてください（同じ場所へ設置する場合は不要）。	☑

	13	全員	既存設備のカラー写真（以下①～④の全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子が分かること。原則、設備１台につき１枚。ただし、画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可） ③設備の全体（設備１台につき１枚） ④メーカー及び型番、製造番号が分かる銘板等（設備１台につき１枚） ※③・④について、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットなどの場合は、室内機・室外機ともに１枚ずつ提出してください。ただし、同一の型番の照明設備は型番ごとに１枚でも可。 ※令和７年１０月９日以降に撮影したもの（現況確認のため）。 ※Ａ４用紙などに貼り付け、写真の右横、上、下のいずれかに該当する番号（①～④）を記入してください。 ※設備が複数ある場合には、配置図と写真が照合できるように型番や通し番号など、適宜注釈を付けてください。 ※写真②～④については、実績報告の際に更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	☑
	14	全員	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し ※設備の条件や経費区分を同一にし、価格比較が可能な見積書。 ※県外の事業者でなければ施工ができない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載してください。	☑
	15	全員	導入機器の仕様が分かるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※メーカー名・機種名・型式・性能等の該当箇所を、マーカー等により明示してください。	☑
	16	全員	補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から６ヶ月以内のもの、原本） ※第５次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。 ※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書を添付してください。 ※相続を原因として、登記上の権利者が申請者名と異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出してください。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出してください。併せて、土地の登記事項証明書を提出してください。	☑
	17	対象者のみ	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ。 ※承諾書（添付様式第４号）は、法定耐用年数を満たす期間としてください。	☑
Ⅲ再エネ	18	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第１－４号） ※発電量や自家消費量のシミュレーションを添付してください。 ※蓄電池を設置する場合は、蓄電池の容量の考え方を明示してください。	□
	19	対象者のみ	太陽光発電設備の場合 太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第１－５号）	□

	20	対象者のみ	太陽熱利用設備の場合 エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意） ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）が、どの程度削減されているか示すこと。	□
	21	全員	導入設備の仕様書（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。	□
	22	新設の場合	新設の場合 地図（所在地が分かるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）	□
	23	更新の場合	更新の場合 既存設備に関する次のA、Bの書類 A　既存設備設置場所の地図（所在地が分かるもの）、配置図、平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。 B　カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子が分かること。原則、設備１台につき１枚。ただし、画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可） ③設備の全体（設備１台につき１枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（設備１台につき１枚） ※令和７年１０月９日以降に撮影したもの（現況確認のため。ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。 ※写真②～④については、実績報告の際に更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	□
	24	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 設置設備に関する次のA及びBの書類 A　機器配置図またはシステム系統図 B　単線結線図 ※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。 ※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示してください。	□
	25	全員	導入機器の経費明細が記載された２者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し ※設備の条件や経費区分を同一にし、価格比較が可能な見積書。 ※県外の事業者でなければ施工ができない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載してください。	□

	26	全員	設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から６ヶ月以内のもの、原本） ※第５次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。 ※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書を添付してください。 ※相続を原因として、登記上の権利者が申請者名と異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出してください。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出してください。併せて、土地の登記事項証明書を提出してください。	□
	27	対象者のみ	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ。 ※承諾書（添付様式第４号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。	□
Ⅳ申請代行	28	対象者のみ	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し	□
	29	対象者のみ	行政書士からの見積書の写し ※県内に事業所等を有する行政書士に限る。 ※見積書は１者のみで可。	□

申請要領の内容を十分に理解したうえで、上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和　７年〇〇月〇〇日　　署名（自筆）　山梨　太郎

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（添付様式第１－３号）

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書

私は、以下の内容について誓約いたします。

記

私は現在、個人事業主として事業を営んでおり、現時点では従業員を雇用しておりません。

今後、事業の拡大等により従業員を新たに雇用する場合には、速やかに「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証取得に向けた手続きを開始し、認証を取得することを誓約いたします。

令和　７年〇〇月〇〇日　　山梨県知事 殿

必ず押印
（個人事業主含む）

住　　所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
（ふりがな）　やまなし　たろう
代表者氏名　　山梨　　太郎　　㊞
代　表　者
性　　別　（ 男 ・ 女 ）　　生年月日（昭和・平成）〇〇年〇〇月〇〇日

豊かさ共創スリーアップ推進実践企業認証制度

山梨県では、働く人のスキルアップを通じて企業の生産性・収益の向上を図り、賃金向上につながる「スリーアップ」の好循環を実現するため、その取り組みを実践している企業を認証する新たな制度「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」を創設しました。

本制度では、従業員の成長、生産性向上と働きやすさ、賃金アップに取り組む企業を「スリーアップ実践企業」として認証し、企業イメージの向上や人材確保を支援します。

１．経営方針等の共有
　経営者と従業員が企業の経営方針等将来像を共有する場の設定
２．意見等の尊重
　従業員の意見や要望をくみ取る機会の設定
３．スキルアップへの取り組み
　従業員のスキルアップへの取組状況（CUU の受講など）
４．収益アップへの取り組み
　従業員のスキルアップを収益アップへつなげる環境づくりの状況
５．賃金アップへの取り組み
　従業員の適切な評価を行い、賃金アップをした状況

認証区分
アドバンス認証・・・上記１.～３.の取り組みを実践していること
プレミアム認証・・・上記１.～５.の取り組みを実践していること

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（添付様式第１－４号）

☑太陽光発電　☑蓄電池
☑新設　□更新
※該当する□に☑（チェック）

太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

１　導入設備の能力について

太陽光発電設備	４０ｋｗ

蓄電池容量	１０ｋｗｈ

現在の電力使用量を記入

導入する太陽光発電の発電見込み量を記入

２　導入設備の年間電力消費量（計画）について

（単位：kWh）

	導入前電力消費量 (A)	導入設備発電量 (B)	導入後電力消費量 (A)－(B)
R６.11月	１２，０００	５，０００	７，０００
12月	１２，０００	４，５００	７，５００
R７.１月	１２，０００	４，５００	７，５００
２月	１５，０００	５，０００	１０，０００
３月	１５，０００	５，０００	１０，０００
４月	１５，０００	５，０００	１０，０００
５月	１２，０００	５，０００	７，０００
６月	１２，０００	６，０００	６，０００
７月	１２，０００	６，５００	５，５００
８月	１５，０００	６，５００	８，５００
９月	１５，０００	６，０００	９，０００
１０月	１５，０００	５，５００	９，５００
合計	１６２，０００	６４，５００	９７，５００

※１　導入前電力消費量（Ａ）は、補助対象事業所以外（自宅等）の使用電力は含めず、令和６年１１月から令和７年１０月までの実績により記入すること。また、令和７年８月から１０月までの３ヶ月分の請求書等（写し）を添付すること。

※２　添付する設備の根拠資料（カタログ等）については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分をマーカー等で明示すること。

※３　発電量のシミュレーションを添付すること。

※４　別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

３　蓄電池導入の考え方（エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法）

※蓄電池を導入することにより生じるエネルギーコスト削減効果、太陽光発電量、消費電力量と導入する蓄電池の容量の関係性や削減効果額など、シミュレーションにより示してください。 ※防災や災害時の使用を目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明瞭の場合は、補助対象外となります。

４　蓄電池導入の費用対効果

蓄電池導入費用（総額）（A）	３，０００，０００円
蓄電池導入による直接的な経費削減額（年間）（B）	年間　３６０，０００円
蓄電池導入による投資回収期間（C） 総額÷年間の経費削減額（A/B）	８．３３年
（C を踏まえた費用対効果に対する考え方） 今回併せて導入した空調設備は、施設開設時（Ｈ１５．４）から使用していたものであることを考え、同様の年数（２０年程度）は、継続使用するとことを鑑みると十分な削減効果を期待できる。	

（添付様式第１－５号）

太陽光発電設備の設置に係る確認書

省エネ・再エネ補助金を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、次のとおり提出します。

１　【全て】設備場所

該当に〇	設置場所
	屋根・屋上　※既存の建築物であって、建築基準法等に適合するもの
〇	野立て
	その他　（　　）

２　【野立ての場合】山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

（１）設置規制区域の確認

該当に〇	規制区域の区分
	設置規制区域内　→　補助対象外ですので、申請できません。
〇	設置規制区域外

（２）「設置規制区域外施設の設置届出書」の提出について

該当に〇	規制区域の区分
〇	提出済　（提出日：令和　７年〇〇月〇〇日）
	これから提出する　（提出予定日：令和　　年　　月頃）

３　【野立ての場合】山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

該当に〇	景観配慮手続きの要否
〇	要　（実施予定日：令和　８年　〇〇月頃）
	不要　（理由：　　）

【問い合わせ先】

・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
　山梨県　森林環境部　森林環境政策課　０５５－２２３－１５０３

・山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例
　山梨県　富士山観光振興グループ　０５５―２２３－１３１６

※注意事項※

申請要領等に基づき、交付決定があった場合でも、実績報告書審査や実地検査時に、関係法令に基づく手続きがされていないことが判明した場合には、補助金の不交付や返還命令等の対象となります。

確　　認　　日：令和　７年　〇〇月　〇〇日

申請者署名・押印：　山梨　太郎　　㊞山梨

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（添付様式第２号）

誓　　約　　書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　山梨県の県税の未納がないこと。
２　山梨県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること。
３　宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
４　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
（１）　暴力団　（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
（４）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
（５）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（６）　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
５　４の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
６　風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
７　営業に関して必要な許認可等を取得していること。
８　過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
９　過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
10　過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
11　次の申立てがなされていないこと。
ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の申立て
イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
12　債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
13　申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
14　本事[illegible]ついては、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
15　同一の対[illegible]経費等で、国系及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。

内容を確認し、必ずチェック

☑　補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担しておらず、今後も加担しません。

☑　申請要領の内容を十分に理解し、不正行為に該当する事実が判明した場合は、交付決定の取り消しや補助金の返還の義務が発生するとともに、氏名等が公表されることを確認しました。

令和　７年○○月○○日　　山梨県知事 殿

必ず押印
（個人事業主含む）

住　　所　　山梨県甲府市丸の内○－○－○
（ふりがな）
法　人　名
（ふりがな）　　やまなし　たろう
代 表 者 氏 名　　山梨　　太郎　　山梨 印

必ずふりがなを記載

代 表 者
性　　別　（　男　・　女　）　　生年月日　（昭和・平成）○○年○○月○○日

（添付様式第３号）

証明設備の場合（例）

電気使用量等確認書

令和　7年　〇〇月　〇〇日

山梨県知事 殿

（申請者）
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称
代表者の役職・氏名　山梨　太郎

山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業を申請する下記設備について、既存の設備と比較して、電気使用量等が減少することを次のとおり確認しました。

１　比較項目情報

設備区分	照明設備	比較項目	消費電力量	単位	W／h

※「消費電力（w)」、「消費電力量（ｋｗ/ｈ)」、「ガス消費量（ｋｗ/ｈ)」など、電気使用料等の減少を確認可能な項目と単位を記入すること。
※エネルギーコスト単位が異なる場合は、消費電力（w）に統一するなど、単純比較できるようにしてください。また単位変換の根拠を添付してください。
※比較項目の記入に当たっては、次に留意すること。

設備区分別	比較項目の記入内容
「照明設備」の場合	比較項目①に「１台の消費電力」、比較項目②に「消費電力の合計（１台の消費電力×台数)」を記入
「高効率空調」の場合	比較項目①に「冷房」、比較項目②に「暖房」の消費電力等を記入
上記以外の場合	原則として比較項目①のみ記入

２　既存設備情報

No.	機器・型式等	台数	比較項目①	比較項目②	備　考
1	ハロゲン・abc-1	１０	７５	７５０	
2					
3					

既存機器と比較して減少しているか確認

３　更新設備情報

No.	機器・型式番	台数	比較項目①	比較項目②	備　考
1	A社・123-45A	１０	１２	１２０	
2					
3					

※ 設備区分の種別（「照明設備」、「高効率空調」など）ごとに本様式を１部作成すること。また「No.」については、既存・更新機器の対応状況がわかるよう、「３　更新設備情報」にも同じ番号を記入すること。
※ カタログや仕様書等の根拠資料を参照して記入すること。また、使用した根拠資料の写しを別添すること（マーカー等を施して参照箇所がわかるようにすること)。

（添付様式第３号）

電気使用量等確認書

農業用温風暖房機の場合（例）

令和　7年　〇〇月　〇〇日

山梨県知事 殿

（申請者）
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称
代表者の役職・氏名　山梨　太郎

山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業を申請する下記設備について、既存の設備と比較して、電気使用量等が減少することを次のとおり確認しました。

１　比較項目情報

設備区分	高効率空調	比較項目	消費重油量	単位	Ｌ／ｈ

※「消費電力（w）」、「消費電力量（ｋｗ/ｈ）」、「ガス消費量（ｋｗ/ｈ）」など、電気使用料等の減少を確認可能な項目と単位を記入すること。
※エネルギーコスト単位が異なる場合は、消費電力（w）に統一するなど、単純比較できるようにしてください。また単位変換の根拠を添付してください。
※比較項目の記入に当たっては、次に留意すること。

設備区分別	比較項目の記入内容
「照明設備」の場合	比較項目①に「１台の消費電力」、比較項目②に「消費電力の合計（１台の消費電力×台数）」を記入
「高効率空調」の場合	比較項目①に「冷房」、比較項目②に「暖房」の消費電力等を記入
上記以外の場合	原則として比較項目①のみ記入

２　既存設備情報

No.	機器・型式等	台数	比較項目①	比較項目②	備　考
1	ネポン・abc-1	1	１５．８		
2					
3					

既存機器と比較して減少しているか確認

３　更新設備情報

No.	機器・型式番	台数	比較項目①	比較項目②	備　考
1	ネポン・345-67b	1	１４．０		
2					
3					

※ 設備区分の種別（「照明設備」、「高効率空調」など）ごとに本様式を１部作成すること。また「No.」については、既存・更新機器の対応状況がわかるよう、「３　更新設備情報」にも同じ番号を記入すること。
※ カタログや仕様書等の根拠資料を参照して記入すること。また、使用した根拠資料の写しを別添すること（マーカー等を施して参照箇所がわかるようにすること）。

（添付様式第４号）

設 備 設 置 等 承 諾 書

設置する土地・建物の所有者が
申請者以外の場合のみ提出

令和　７年　〇〇月　〇〇日

（承諾者）
住所　山梨県甲州市塩山上塩後〇－〇
名称
代表者の役職・氏名　武田　一郎　印

必ず押印

私は、自らが所有する土地または建物に、山梨県省エネ・再エネ設備事業費補助金の申請者が設置する次の補助対象設備について、同補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、法定耐用年数の間、設置および使用することを承諾します。

１　補助対象設備の設置及び使用を承諾する土地・建物

・土地の所在地：山梨県甲州市塩山上塩後△－△

・建物の所在地：

・設備の種類：省エネ設備・再エネ設備　（※該当するものを〇で囲うこと）

※　承諾する項目のみに記入すること（例えば、土地のみについての承諾の場合は、建物の欄は空欄にすること）
※　賃貸借契約書や登記簿謄本などで確認できる住所を記入すること

２　法定耐用年数　　１５　年間　※導入設備のうち、最長の年数を記入

３　補助金の申請者

・申請者の名称：山梨　太郎

・申請者の住所：山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇

承諾者の連絡先　※本補助金審査時や処分制限期間の間に連絡する場合があります。
部署名：
職・氏名：武田　一郎
電話番号：△△△－△△△△－△△△△
E-mail アドレス：□□□□@koshu.co.jp

承諾書の発行をした方など、承諾書の内容について聞き取り可能な方を記入してください。

【第６次募集・農漁業者等用（受付期間：令和７年１２月５日～令和８年１月３０日）】

（様式第６号）

令和　７年　〇〇月　〇〇日

山梨県知事　殿

交付決定前に事業に
着手する場合のみ提出

（申請者）
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称
代表者の役職・氏名　山梨　太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第７条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

１　事前着手する事業内容

照明設備、高効率空調設備、冷蔵設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

２　事前着手の理由

事前着手をしなければ、令和８年２月１０日までに実績報告書を提出できないため。

３　着手及び完了予定年月日

令和７年１０月９日以降の日付。
着手予定日よりも前に発注や契約、前金の支払等などの事実が発生しないようにご注意ください。

着手予定日　令和　７年〇〇月〇〇日

完了予定日　令和　８年〇〇月〇〇日

令和８年１０月１６日より前の日付。

※１　着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください**（設置工事の日ではありません）**。この予定日よりも前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。

※２　完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。

※３　着手予定日より前に契約・発注等の行為を行っていたり、完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。

（参考）賃貸借契約に代わる書類

設置する土地・建物の所有者が申請者以外で、賃貸借契約等を締結していない場合のみ提出。様式は自由。

甲は乙に対し、下記不動産を貸し付けていることを双方で確認しました。

・賃貸借の期間
　　令和〇〇年〇〇月〇〇日　～　令和〇〇年〇〇月〇〇日

期限に定めがない場合は、その旨を記載する。

・土地の所在地：　山梨県甲州市塩山上塩後△－△

・建物の所在地：

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲
　住所　山梨県甲州市塩山上塩後〇－〇
　名称
　代表者の役職・氏名　武田　一郎　　印武田

乙
　住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
　名称
　代表者の役職・氏名　山梨　太郎　　印山梨

※　賃貸により事業を行っているが、賃貸借契約がない場合には、賃貸借契約に替えて本書類を提出してください。
（例）
法人Ａが個人Ａから借りているが、法人Ａの代表が個人Ａで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。

（参考）建物などが未登記物件で登記事項証明書が提出できないが、
法令上の問題がない場合に提出する書類

建物に設置する場合であって、
その建物が未登記物件である
場合のみ提出

申請者「　　山　梨　太　郎　　」は、本物件が未登記であることについて、不動産登記法上の問題がないことを確認しました。

・確認方法：司法書士〇〇氏に確認。
・法令上の問題がない理由：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇なため。

不動産登記法上問題ないことを、
具体的にどのように確認したか
を記載。

・建物の所在地：山梨県甲府市宝〇－〇－〇
・建物の所有者：〇〇　〇〇

令和７年〇〇月〇〇日

申請者
住所　山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇
名称
代表者の役職・氏名　山梨　太郎　印

添付資料　土地の登記事項証明書

（注意）
申請する対象の建物などが未登記であることについて、法令上問題ないことを確認してください。
また、補助金交付後であっても、法令上の問題があることが判明した場合には、誓約書（添付様式第２号）の誓約事項「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合」であることを理由に、補助金の返還等に応じていただきます。

（不動産登記法参考）
〇第４７条第１項
新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。
〇第１６４条
第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。